

令和3年第1回幸田町議会臨時会会議録（第1号）

議事日程

令和3年5月10日（月曜日）午前9時07分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 第29号議案 幸田町監査委員の選任について
日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（幸田町税条例の一部を改正する条例）
承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（幸田町都市計画税条例の一部を改正する条例）
第30号議案 幸田町税条例等の一部改正について
第31号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について
追加日程 議長辞職の件
追加日程 議長の選挙
追加日程 副議長辞職の件
追加日程 副議長の選挙
追加日程 特別委員会委員辞任の件
日程第5 常任委員会委員・議会運営委員会委員の選任
追加日程 特別委員会委員選任の件
日程第6 蒲郡市幸田町衛生組合議会議員の選挙
追加日程 岡崎市額田郡模範造林組合議会議員の補欠選挙
追加日程 愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 田 境 毅 君	2番 石 原 昇 君	3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君	5番 伊 澤 伸 一 君	6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君	8番 丸 山 千 代 子 君	9番 稲 吉 照 夫 君
10番 杉 浦 あ き ら 君	11番 都 築 一 三 君	12番 水 野 千 代 子 君
13番 笹 野 康 男 君	15番 藤 江 徹 君	16番 足 立 初 雄 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成 瀬 敦 君 副 町 長 大 竹 広 行 君
総 務 部 長 志 賀 光 浩 君 参 事 (税 務 担 当) 山 本 智 弘 君
人 事 秘 書 課 長 山 川 真 知 子 君 税 務 課 長 鈴 木 由 美 子 君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名
事務局 長 山本 富雄 君

○議長（稲吉照夫君） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私ともに御多忙の中、御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和3年第1回幸田町議会臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本臨時会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり、幸田町監査委員の選任についてを始めとする重要な案件が提出されております。

議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の向上のため、十分な審議を行い、町民の負託に応えるべく努力したいと思うところであります。

議員各位には慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

臨時会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

初夏の風がすがすがしく感じられる季節となりました。

本日、ここに、令和3年第1回幸田町議会臨時会をお願いしましたところ、議員の皆様方には御多用の中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

また、日頃より、町政各般にわたりまして御理解と御支援をいただいておりますこと、そして、行政運営におきましても御指導、御高配を賜っておりますこと、併せて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今臨時会に提案をいたします議案は、幸田町監査委員の選任について、幸田町税条例の一部を改正する条例に関します専決処分の承認を求めることについて、幸田町都市計画税条例の一部を改正する条例に関します専決処分の承認を求めることについて、幸田町税条例等の一部改正について、幸田町都市計画税条例の一部改正についての5議案であります。

議案の詳細につきましては、後ほど私から提案理由とその概要につきまして説明をさせていただきますが、慎重に御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

ここで、御報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応でございます。

全国では4都府県、東京、大阪、京都、兵庫に発令中の緊急事態宣言が5月末まで延長され、新たに福岡県と本県が対象区域に加えられております。緊急事態宣言の期間は、明後日12日から31日までの20日間となっております。また、まん延防止等重点措置の対象地域も追加され、緊急事態宣言の期間と同様、31日までの期間となっております。

これらの措置につきましては、感染力の強い変異ウイルスの影響もあり、感染状況の悪化に歯止めがかからず、宣言等の十分な効果が上がっていないことからの対応であり

ます。

なお、愛知県におきましては、5月に入ってから7日間平均の新規陽性者が300人を超えるとともに、入院患者は過去最高水準となるなど、大変厳しい状況が続いていることから、先月、5月6日、愛知県医療非常事態宣言も発令されております。

さて、本町におきましては、これまで155人、5月9日現在の感染が確認され、特に5月に入ってから19人を数え、30代から50代が8割近く、状況が悪化をしております。これらの状況を重く受け止め、先週の金曜日であります、本町の対策本部会議におきまして、これ以上の感染拡大を防止するため、明後日12日から地域の公民館、コミュニティホーム、老人憩の家等の地区集会施設を当面の間、閉鎖することに決定をいたしました。今後の施設再開であります、感染状況を注視し一定の安全性の確保が見込まれる状況になり次第、対策本部会議で決定をしまいたいと思っております。

さて、ワクチンの接種の関係でございます。

先月の末でありますけれども、65歳以上の高齢者の方へ接種券を送付いたしましたところでございます。その後、コールセンター等への多くの問合せをいただいているところでありますが、町民の皆様への丁寧な御説明に心がけてまいりたいと思っております。

高齢者の方の接種に当たりましては、まずは御自分のかかりつけ医へ御相談くださるようお願いしたいと思います。かかりつけ医での接種が難しい場合においては、ウェブ、インターネットと電話、コールセンターにて接種の予約を受け付けております。なお、この予約受付であります、本日の午前9時から開始をしております。

実際の接種であります、かかりつけ医での接種のほか、集団接種につきましては、6月5日の土曜日の午後以降に中央公民館にて開始をしまいたいと思っております。

以上、臨時会の開会に当たりまして、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますから、令和3年第1回幸田町議会臨時会は成立いたしました。よって、これより開会します。

開会 午前 9時06分

○議長（稲吉照夫君） 地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に印刷配付のとおりですから御了承願います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時07分

○議長（稲吉照夫君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長（稲吉照夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を13番 笹野康男君、1

5番丸山千代子君の御兩名を指名いたします。

日程第2

○議長（稲吉照夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3

○議長（稲吉照夫君） 日程第3、第29号議案 幸田町監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、12番、水野千代子君の退場を求めます。

（12番 水野千代子君 退場確認）

○議長（稲吉照夫君） 朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 議案書の1ページをお開きいただきたいと思ひます。

第29号議案 幸田町監査委員の選任についてであります。

議案関係資料は、1ページ及び2ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思ひます。

提案の理由といたしましては、杉浦あきら委員の辞任に伴い、選任する必要があるからであります。

議案書2ページを御覧いただきたいと思ひます。

本議案は、幸田町監査委員の選任につきまして、議会議員の中から選出いただき御同意を賜るもので、幸田町大字菱池にお住まいで69歳の水野千代子氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会の同意を求めらるものであります。

議案関係資料にありますとおり、水野千代子氏につきましては、平成15年4月に幸田町議会議員となられた以降、副議長、福祉産業建設委員長などの要職を歴任され、地方自治において長年にわたり活躍されている方であることなどから、予算の執行状況、施策の推進内容等を監査することにつきまして適任者であると判断し、選任させていただくものであります。

以上、人事議案につきましての提案理由の説明をさせていただきました。

御審議の上、御同意を賜りますよう、よろしく御願ひ申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題3回、15分以内でありますので、よろしく願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる御答弁をお願いいたします。

それでは、第29号議案の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、第29号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております第29号議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、ただいま議題となっております第29号議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

5番、伊澤君。

〔5番 伊澤伸一君 登壇〕

○5番（伊澤伸一君） おはようございます。

ただいま議題とされています監査委員の選任について、賛成の立場で討論いたします。町村における監査委員の定数は2人、そのうちの1人は議員のうちから選任すると地方自治法で定められていることは、御承知のとおりであります。

議員から選任される監査委員については、行政運営等に対する優れた識見を有する者でなくても良いことになっています。しかし、行政事務が複雑・多様化している現代では、町民の負託を受けて、広範囲に行財政の監査を適正に行うためには相当の知識と経験が必要と思われます。水野議員は、議員としての経験年数も長く、私のような新人議員が評価するのはおこがましいところではありますが、先ほどの提案説明にもありましたが、優れた識見をお持ちと思われます。

幸田町議会では、本年3月定例会で空き家利活用事業に対して附帯決議を全員賛成で可決しております。それ以外にも、議員各位から必要性・妥当性等について予算質疑な

どで疑問が出された事業が幾つかあります。議会で議員が問題視したものについては十分に御承知だと思います。

本町の財政状況は、ふるさと納税が順調であるにもかかわらず、基金残高は元年度末が47億円、今年度予算どおり執行したとすると、令和3年度末では27億円となり、20億円も減少することになります。事務事業の費用対効果もしっかりと検証していくことが、これからはますます求められるものと考えます。その観点からも、議会議員を代表して職務を遂行していただくことを期待いたしまして、賛成討論といたします。

〔5番 伊澤伸一君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第29号議案 幸田町監査委員の選任についてを原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第29号議案は、原案どおり同意することに決しました。

ここで、12番、水野千代子君の入場を求めます。

〔12番 水野千代子君 入場確認〕

○議長（稲吉照夫君） ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時17分

再開 午前 9時27分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

ただいま同意されました監査委員より御挨拶を頂きます。

12番、水野千代子君。

〔12番 水野千代子君 登壇〕

○12番（水野千代子君） 改めまして、おはようございます。

ただいま監査委員の選任に当たり、御同意を賜りまして誠にありがとうございました。地方自治における監査の重要性を考えますと、その職務の重大さに身の引き締まる思いであります。近年の地方行政を取り巻く環境は、人口構造の変化などに合わせ厳しい財政状況が続いております。持続可能な地域社会のため、より一層安定した自治体運営が求められております。

そうした中、本町の行財政の適法性、効率性、有用性などの点について細心の注意を払い、微力ではございますが、誠実・公正に監査の職務を行ってまいりたいと思っております。

何とぞ皆様の一層の御指導と御鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔12番 水野千代子君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

日程第4

○議長（稲吉照夫君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（幸田町税条例の一部を改正する条例）、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（幸田町都市計画税条例の一部を改正する条例）、第30号議案 幸田町税条例等の一部改正について、第31号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正についての4件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、承認第1号から第31号議案までの4件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（幸田町税条例の一部を改正する条例）であります。

議案関係資料は、3ページから8ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

専決処分の承認を求めることについて、幸田町税条例の一部改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和3年3月31日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりまして議会の承認を求めるものでございます。

専決処分の内容は、先般、地方税法等の一部を改正する法律が成立し、令和3年3月31日に公布されたことに伴い、固定資産税の関係では、土地に係る負担調整措置等の特例について、令和3年度から令和5年度まで3年間延長するとともに、新型コロナウイルス感染症の社会経済活動等への影響を踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く措置を講ずるものであります。

また、軽自動車税の関係では、軽自動車税環境性能割の税率区分を、令和3年4月1日から新たな2030年度燃費基準の下で見直すこととし、自家用軽乗用車を取得した場合の環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものであります。

これらの改正につきましては、切れ目なく4月1日から適用させることが適当であると考え、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をさせていただきましたので、よろしく御承認を賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（幸田町都市計画税条例の一部を

改正する条例)であります。

議案関係資料は、9ページから12ページでありますので、併せて御覧ください。

専決処分の承認を求めることについて、幸田町都市計画税条例の一部改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

専決処分の内容につきましては、先般、地方税法等の一部を改正する法律が成立し、令和3年3月31日に公布されたことに伴い、土地に係る都市計画税の負担調整措置等の特例について、令和3年度から令和5年度まで3年間延長するとともに、新型コロナウイルス感染症の社会経済活動等への影響を踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く措置を講ずるものであります。

この改正につきましては、切れ目なく4月1日から適用させることが適当であると考え、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をさせていただきましたので、よろしく御承認を賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案書11ページをお開きください。

第30号議案 幸田町税条例等の一部改正についてであります。

議案関係資料は、13ページから27ページでありますので、併せて御覧ください。

提案の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の主な概要につきましては、町民税の関係では、第26条第2項、第34条の3の3第1項及び附則第5条第1項の改正は、個人町民税の非課税の範囲に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとするものであります。第32条の7第1項第1号の改正は、寄附金税額控除の対象となる寄附金から、出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除くこととするものであります。また、第34条の3の2第4項、第34条の3の3第4項並びに第50条の9第3項及び第4項の改正は、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき事項を電磁的方法による提供が可能となる要件を見直すとともに、退職所得申告書についても、一定の要件を満たす場合には、同様に提供することができることとするものであります。附則第6条の改正につきましては、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期間を令和8年まで5年間延長するものであります。また、附則第25条第2項の改正は、住宅借入金等特別税額控除について、一定の要件を満たす場合は、適用期限を令和17年度まで延長するものであります。

次に軽自動車税種別割につきまして、附則第16条第6項の改正は、自家用軽乗用車を除く電気軽自動車及び天然ガス軽自動車について、排出ガスや燃費性能に優れた車両に対し、登録された翌年度の1年間のみ税率の軽減が適用されるグリーン化特例を令和3年度から令和5年度まで2年間延長するものであります。また、附則第16条第7項及び第8項の改正は、営業用軽乗用車に係るグリーン化特例について、乗用車等の2030年度燃費基準に基づく見直し及び重点化を行った上で、令和3年から令和5年まで2年間延長するものであります。

その他、地方税法の改正などにおきまして、引用している条項を整理するものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。ただし、寄附金税額控除の見直し及び特定一般用医薬品等の控除につきましては、令和4年1月1日から施行し、個人町民税の非課税範囲につきましては、令和6年1月1日から施行するものであります。

続きまして、議案書の17ページをお開きください。

第31号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、28ページ及び29ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

提案の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の主な概要につきましては、附則第12項及び第13項の改正は、引用条項の整理をするものであります。施行期日につきましては、公布の日であります。

以上、本臨時会に提案をいたしました単行議案4件の提案理由の説明をさせていただきました。

慎重に御審議の上、全議案、御可決賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる御答弁をお願いいたします。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（幸田町税条例の一部を改正する条例）の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 専決処分につきましてお尋ねしたいと思っております。

今まで、この税条例の改正等につきましては臨時会でやっていたわけですが、今回、3月31日付で町長から幸田町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についての通知が出されました。その中では、4月1日から適用される改正内容については専決処分をしたいということと、その内容では納税者に不利益となる可能性があるとして、幸田町税条例が地方税法の異なる状態となる期間が発生するものであるということでありました。こうした事態を避けるために専決処分としますよという内容でありましたけれども、改めて今まではこうしたことは専決処分せずに臨時会で行っていた内容がなぜ今回は専決処分となったのかということについて、改めてお尋ねしたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 税務課長。

○税務課長（鈴木由美子君） 専決処分の理由でございます。

今回、第204回国会で審議され、3月31日に成立、公布となりました令和3年度

税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律の内容のうち、軽自動車税環境性能割の税率区分の見直しと臨時的軽減の延長及び土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、令和3年4月1日から幸田町税条例及び幸田町都市計画税条例に適用させる部分に限り、地方自治法第179条第1項に規定する、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときに該当するものとして、専決処分を行わせていただいたものであり、同条第3項の規定により、直近の会議であるこの臨時会におきまして報告させていただき、御承認を求めるものであります。

○議長（稲吉照夫君） 税務担当参事。

○税務担当参事（山本智弘君） 少し補足をさせていただきます。

税条例の改正につきましては、住民の負担に大きな影響を与えるものであり、可能な限り議会にお諮りすることが基本であるということは言うまでもありません。専決処分の実施に関しましては、個々の改正条文の詳細を確認した上で、真に暇がない改正部分についてのみとさせていただきよう、慎重な取扱いをさせていただいているところであります。一方、施行日の直前に行われる法改正に伴う税条例の改正につきましては、議会を招集する暇がないという理由で専決処分をされることは多く、今回の項目については、確認できる範囲で県内のほとんどの市町村が専決処分を行っておりました。今回改正に係る部分のうち、固定資産税及び都市計画税の土地の負担調整措置については、この改正をしないと税額が確定できないため、これまでは4月の臨時会で御審議をいただいておりますが、その間、名寄帳等の発行ができないということもありまして、納税者に御不便をおかけしていたという部分もございます。他自治体同様に、年度当初から税額を確定できていることが望ましいと考えますので、今後もこのような負担調整措置のような事項につきましては、税法で確定した内容をそのまま適用し、町として選択の余地のない事項でもありますので、専決処分により速やかに適用させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 理由は分かりました。しかしながら、今までは臨時会を開いてやっていたわけでありましたが、今回特に納税者に不利益となる、こうしたことがあったためにやったということでもありますので、その具体的な理由ですね。負担調整は3年に1回ずつ行われるわけでございますので、今回はコロナの関係で税が上がる部分については、課税標準額が増加する土地については前年度の課税標準額に据え置く措置等を講ずるといふふうになっているわけでございますが、こうしたことが3年に1回ずつ負担調整が続くことから考えると、これからもこのようなことがあるのかということでございますが、その辺についてお尋ねしたいと思います。

また、先ほど町長が言われましたように、3月31日に公布をされたということで、町としてはなかなかそれに対応することができないということで、4月1日からの税を確定するのに難しいということは分かるわけでございますけれども、今までやれてきたことが今回はできないということ、その内容についてもう少し具体的にお答えいただきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 税務課長。

○税務課長（鈴木由美子君） 議員おっしゃられますとおり、税条例改正の専決処分につきましては、新年度に切れ目なく適用させるなど、仕方なくどうしてもという状況でのみといたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 税務担当参事。

○税務担当参事（山本智弘君） すみません、先ほどの丸山議員からの質問の中で、何が不利益だったかという話ですが、不利益というか、内容としましては税額がまず確定できないというところにあります。税額が確定できないということは、先ほども申しました、税額が入ったような証明書をまずお出しすることができないということが1点と、それから4月から縦覧制度といって評価額を広く公示する措置を取っているわけですがけれども、評価額だけではなくて、やはり相談に見えた方は御自分の税金がどうなるかということも相談はされたいわけでありまして。これまで、3年前、6年前については、4月の中旬ぐらいの臨時会でお諮りをしていただいた件です。その間は、その2週間ぐらいの間はどうしても税額に関する証明書が出せないの、なかなかはっきりとした相談にも対応ができないというようなことがございました。当然、土地は岡崎にも、西尾にも、蒲郡にも持っておられる方がございます。その方々は、周辺に行けば4月1日から手に入るものが幸田町で手に入らないと。ここ6年というか、今までは一応条例が改正されるまでは出せませんのでということで御理解はいただいておりますけれども、やはり2週間待つていただくということがどうなのかということを考えてときに、今回たまたま軽自動車の環境性能割のほうはこれをやらないと齟齬が出てしますので、どうしても専決はしなければならぬ必要があったわけですがけれども、ここに合わせさせていただいて4月1日から近隣の市町、県内の市町と同じように証明が出せるようなことにしたいということで、それを不利益の解消というような形で御説明を申し上げた次第です。

3年後以降もどうなるかという話ですがけれども、上がった税額を抑えるという措置は令和3年度だけのいまのところの措置ですので、3年後にその措置があるかどうかは分かりませんが、負担調整というこの仕組みはしばらくの間続きますので、3年ごとにこういう問題は起こります。そのたびに2週間証明をお待たせするというのは、やはり不均衡かなと思いますので、今後もこの内容に係る点については専決処分ですらでやらせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 分かりました。本来ならば議会の議決を経なければならない案件でございますけれども、こうした住民に不利益という必要最小限のことにつきましては専決処分やむを得ないということかもしれませんけれども、しかしながら、なるべくこれを必要最小限としていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（稲吉照夫君） 税務担当参事。

○税務担当参事（山本智弘君） あくまでも例外の例外中の例外で必要最小限ということで今後もやらせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 以上で、承認第1号の質疑を打ち切ります。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(幸田町都市計画税条例の一部を改正する条例)の質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 以上で、承認第2号の質疑を打ち切ります。

次に、第30号議案 幸田町税条例等の一部改正についての質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番(丸山千代子君) 今回、個人町民税の非課税の範囲の扶養親族、これにつきまして今回は16歳未満を加えたことでありますけれども、これによってどのようになるのか。また、16歳未満とした理由、これについてお尋ねしたいと思います。

○議長(稲吉照夫君) 答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長(鈴木由美子君) 扶養親族の関係の御質問でございますが、日本で働く外国人労働者の増加に伴い要件等の見直しが行われているものであります。所得税における国外居住扶養親族の改正の適用が令和5年分以後の適用であり、翌年度課税である住民税は令和6年1月1日が施行期日となります。扶養認定において、所得要件38万円未満が国内源泉所得のみで判定されるため、国外で一定以上の所得を稼得している国外居住者でも扶養控除の対象にされておりました。このため今回の税制改正で、個人住民税均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から、年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって、次の一定の条件に該当しない者を除外することとなっております。留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者。2番目、障害者。3番目、その納税者から前年において生活費又は教育費に充てられた面の支払いを38万円以上受けている者、年間38万円以上の送金関係の書類の整備が必要があるために施行期日が令和6年1月1日となっております。

○議長(稲吉照夫君) 15番、丸山君。

○15番(丸山千代子君) この16歳未満ということを加えたことでございますけれども、これについて今までは16歳未満は非課税の扶養親族ではなかったということなんでしょうか。ということは、例えば子どもの定義でいいますと18歳未満というふうになるわけですが、なぜここが16歳未満になったのか、これについてお尋ねしたいと思います。

○議長(稲吉照夫君) 税務担当参事。

○税務担当参事(山本智弘君) この扶養親族の関係につきましては、もともと16歳未満も入っております。もともとは16歳未満と控除対象扶養親族というような分け方になっているので、控除対象扶養親族というのが16歳以上だったので、もともとはとにかく全部が入っているんです。扶養しておられる方は全部のものが入っているんですけど、先ほど課長からの説明もあったように、実は令和2年の税制改正の中で国外居住の扶養親族の見直しが図られました。国外居住の扶養親族の除外する定義をするために1

6歳以上の中のまた一部ということで除外をするがために、16歳未満と控除対象扶養親族という表現の分け方変わったもので、16歳未満は以前から入ってございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 次に、特定一般用医薬品等購入費、この医療費控除でございますけれども、いわゆるセルフメディケーション税制でございますが、これが1万2,000円を超えるものについて、それ以上については控除対象となるということでセルフメディケーション税制を利用した場合は、例えば通院や病院等による医療費控除、これが受けられない、どちらかを選ぶということになっておりましたけれども、今回これが延長をされるということでありますので、これが両方を選べないという、これまでどおりということの5年間延長するということによろしいかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 税務課長。

○税務課長（鈴木由美子君） 議員おっしゃられるとおりでございます。

○議長（稲吉照夫君） 丸山議員、いいですか。

○15番（丸山千代子君） はい、以上です。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、第30号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第31号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正についての質疑を許します。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、第31号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結します。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、上程議案4件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（幸田町税条例の一部を改正する条例）を原案どおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第1号は、原案どおり承認されました。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（幸田町都市計画税条例の一部を改正する条例）を原案どおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第2号は、原案どおり承認されました。

次に、第30号議案 幸田町税条例等の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第30号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第31号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第31号議案は、原案どおり可決されました。

ここで、理事者におかれましては一時退席をお願いいたします。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時11分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

私は、ここで議長の職を辞したいと思います。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時12分

○副議長（丸山千代子君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

ただいま、議長の稲吉照夫君から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程として、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○副議長（丸山千代子君） 御異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程

○副議長（丸山千代子君） 追加日程、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、16番、稲吉照夫君の退場を求めます。

（16番 稲吉照夫君 退場確認）

○副議長（丸山千代子君） まず、辞職願を事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長 山本富雄君 登壇〕

○議会事務局長（山本富雄君） 朗読いたします。

令和3年5月10日

幸田町議会副議長 丸山千代子 様

幸田町議会議長 稲吉照夫

辞職願

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上であります。

〔議会事務局長 山本富雄君 降壇〕

○副議長（丸山千代子君） 朗読は終わりました。

お諮りします。

稲吉照夫君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○副議長（丸山千代子君） 御異議なしと認めます。

よって、稲吉照夫君の議長の辞職を許可することに決定しました。

16番、稲吉照夫君の入場を求めます。

（16番 稲吉照夫君 入場確認）

○副議長（丸山千代子君） ここで、稲吉照夫君から挨拶を頂きます。

稲吉照夫君。

〔16番 稲吉照夫君 登壇〕

○16番（稲吉照夫君） 議長退任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和元年5月8日の臨時会におきまして、議員各位の御推薦により議長の要職に就任いたしましてから2年間、各位の御協力、御支援いただきまして誠にありがとうございました。

この2年間を振り返ってみますと、不交付団体であり人口も伸び続けている我が町において、幸田町議会初めての1人欠員という不名誉なスタートでありました。議員研修会講師の先生の町内見学の一言に、平穏で安定している町であえて議員に成り手はいませんよでありました。複雑な思いでありました。そこで、フリートークを立ち上げ、議員間討議をスタートさせていただき、11回開催いたしました。15名の議員全員での意見交換会は初めての経験で、手探り状態のFT会においては、不行き届きな点多々ありましたこと、議員各位には大変御迷惑をおかけいたしました。しかし、議員全員で討議することは議員として大変重要な役目をとおり、今後もぜひ続けていただきたいと思っております。

防災安全対策が叫ばれる中、議会BCPを作成させていただき、町民と行政を結ぶパイプ役の活動指針ができたと思っております。

令和2年9月定例会においての意見書提出、令和3年定例会においての議員間討議の議決は、議会の使命を幾らか果たせたかなと思っております。

後半の1年間は、新型コロナウイルス感染症との戦いでありました。人類がかつて経験したことのない目に見えない敵との戦いが今も続いています。早く克服できることを願う次第であります。

この2年間、議員各位、行政職員の御協力、そして議会運営を支えていただいた議会事務局職員の皆さんに感謝申し上げます。ありがとうございました。

最後になりますが、町民と行政、議会がワンチームとなり、ますます発展する幸田町であることを願い、議長の退任の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔16番 稲吉照夫君 降壇〕

○副議長（丸山千代子君） 稲吉照夫君の議席は、一時そのまま16番にお座りください。

お諮りします。

ただいま、議長が欠けました。

お諮りします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程として直ちに選挙を行いたいと思いません。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○副議長（丸山千代子君） 御異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程

○副議長（丸山千代子君） 追加日程、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖をします。

（議場を閉鎖・事務局長が出入口に鍵を掛ける。）

○副議長（丸山千代子君） ただいまの出席議員は、15名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に1番、田境 毅君、2番、石原昇君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

なお、白票は無効といたします。

（事務局長が投票用紙を配付）

○副議長（丸山千代子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（丸山千代子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

（投票箱点検）

（事務局長が、議員に何も入っていないことを確認させる。）

○副議長（丸山千代子君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に、被選挙人の氏名を記載の上、議席の順に投票願います。お願いします。

（副議長の指示による投票）

○副議長（丸山千代子君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（丸山千代子君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。

1番、田境 毅君、2番、石原 昇君の立会をお願いします。

（両名開票所へ）

（局長が、発言台にて開票）

○副議長（丸山千代子君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 15票

有効投票 15票

無効投票 0票

有効投票中、足立初雄君15票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

よって、足立初雄君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開鎖・事務局長が鍵を開ける。）

○副議長（丸山千代子君） ただいま、議長に当選されました足立初雄君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○議長（足立初雄君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

お諮りします。

ただいま、副議長の丸山千代子君から辞職願が提出されました。

この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程として、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程

○議長（足立初雄君） 追加日程、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、15番、丸山千代子君の退場を求めます。

（15番 丸山千代子君 退場確認）

○議長（足立初雄君） まず、辞職願を事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長 山本富雄君 登壇〕

○議会事務局長（山本富雄君） 朗読いたします。

令和3年5月10日

幸田町議会議長 足立初雄 様

幸田町議会副議長 丸山千代子

辞職願

このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上であります。

〔議会事務局長 山本富雄君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 朗読は終わりました。

お諮りします。

丸山千代子君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、丸山千代子君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

15番、丸山千代子君の入場を求めます。

（15番 丸山千代子君 入場確認）

○議長（足立初雄君） ここで、丸山千代子君から挨拶を頂きます。

〔15番 丸山千代子君 登壇〕

○15番（丸山千代子君） 副議長退任につきまして、一言御挨拶をさせていただきます。

令和元年の5月、副議長に就任以来、議長を補佐をするという役目を仰せつかりましたが、コロナ禍の下で活動が制限される中、本当に皆様には御迷惑をおかけしながら活

動してまいりました。大変不十分ではありましたが、何とかやり終えることができたと思っております。

これからはまた議員として、町政発展のために全力を尽くして頑張りたいと思います。また、議員の皆様には大変お世話になり、ありがとうございました。どうぞよろしくお願いたします。

〔15番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（足立初雄君） お諮りします。

ただいま、副議長が欠けました。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程として直ちに選挙を行いたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程として直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程

○議長（足立初雄君） 追加日程、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖をします。

（議場を閉鎖・事務局長が出入口に鍵を掛ける。）

○議長（足立初雄君） ただいまの出席議員は、15名であります。

会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に1番、田境 毅君、2番、石原昇君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

なお、白票は無効といたします。

（事務局長が投票用紙を配付）

○議長（足立初雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

（投票箱点検）

（事務局長が、議員に何も入っていないことを確認させる。）

○議長（足立初雄君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に、被選挙人の氏名を記載の上、議席の順に投票願います。

（議長の指示による投票）

○議長（足立初雄君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。
開票を行います。

1番、田境 毅君、2番、石原 昇君の立会をお願いします。

(両名開票所へ)

(局長が、発言台にて開票)

○議長(足立初雄君) 選挙の結果を報告します。

投票総数 15票

有効投票 14票

無効投票 1票

有効投票中、藤江 徹君 14票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

よって、藤江 徹君が副議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開鎖・事務局長が鍵を開ける。)

○議長(足立初雄君) ただいま、副議長に当選されました藤江 徹君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長(足立初雄君) 議席の一部変更を行います。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を変更します。

議会の運営基準に関する規程により、議長を16番に、副議長を15番に、稲吉照夫君を9番に、丸山千代子君を8番にそれぞれ変更いたします。

なお、議席の番号及び指名標柱は、次期定例会までに作成しますので、一時そのままです。御了承願います。

ここで、10分間の休憩といたします。

それでは、議席の移動をお願いします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時58分

○議長(足立初雄君) 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

私は、ここで議会広報特別委員会委員を辞任いたします。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時59分

○副議長(藤江 徹君) 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

議会広報特別委員会委員の丸山千代子君、水野千代子君、足立初雄君、廣野房男君、伊澤伸一君、鈴木久夫君、都築幸夫君、石原 昇君、以上の8名から議会広報特別委員

会委員の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、議会広報特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程として、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○副議長(藤江 徹君) 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程

○副議長(藤江 徹君) 追加日程、議会広報特別委員会委員の辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、丸山千代子君、水野千代子君、足立初雄君、廣野房男君、伊澤伸一君、鈴木久夫君、都築幸夫君、石原 昇君の退場を求めます。

(議会広報特別委員会委員8名 退場確認)

○副議長(藤江 徹君) お諮りします。

丸山千代子君、水野千代子君、足立初雄君、廣野房男君、伊澤伸一君、鈴木久夫君、都築幸夫君、石原 昇君、以上8名の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○副議長(藤江 徹君) 異議なしと認めます。

よって、丸山千代子君、水野千代子君、足立初雄君、廣野房男君、伊澤伸一君、鈴木久夫君、都築幸夫君、石原 昇君、以上の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

辞任が決定されましたので、丸山千代子君、水野千代子君、足立初雄君、廣野房男君、伊澤伸一君、鈴木久夫君、都築幸夫君、石原 昇君の入場を求めます。

(丸山千代子君始め8名 入場確認)

○副議長(藤江 徹君) ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時05分

○議長(足立初雄君) 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

日程第5

○議長(足立初雄君) 日程第5、常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任を議題とします。

続いて、追加日程についてお諮りします。

先ほど辞任のありました特別委員会委員の選任の件をこの際日程に追加し、追加日程としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(足立初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、特別委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程とすることに決定しました。

追加日程

○議長(足立初雄君) 追加日程、特別委員会委員の選任の件を議題とします。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午前 11時06分

再開 午前 11時37分

○議長(足立初雄君) 休憩前に戻し、会議を再開します。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩とします。午後は、1時から会議を開きます。

休憩 午前 11時38分

再開 午後 1時00分

○議長(足立初雄君) 休憩前に戻し、会議を再開します。

お諮りします。

常任委員会委員、議会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名します。

なお、議長は常任委員を辞退いたします。

したがって、総務教育委員会は7名であります。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(足立初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員、議会運営委員会委員及び特別委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時00分

再開 午後 1時01分

○議長(足立初雄君) 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

ただいま、休憩中に各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会で、正副委員長との互選が行われましたので、その結果を報告します。

まず、総務教育委員会委員長 杉浦あきら君、副委員長 廣野房男君。

次に、福祉産業建設委員会委員長 丸山千代子君、副委員長 黒木 一君。

次に、議会運営委員会委員長 笹野康男君、副委員長 水野千代子君。

次に、議会広報特別委員会委員長 稲吉照夫君、副委員長 都築幸夫君。

以上であります。

日程第6

○議長（足立初雄君） 日程第6、蒲郡市幸田町衛生組合議会議員の選挙を議題とします。
お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

それでは、指名します。

蒲郡市幸田町衛生組合議会議員に、足立初雄、藤江 徹君、丸山千代子君、黒木 一君、都築一三君、以上5名を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名しました足立初雄、藤江 徹君、丸山千代子君、黒木一君、都築一三君を、蒲郡市幸田町衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました足立初雄、藤江 徹君、丸山千代子君、黒木 一君、都築一三君は、蒲郡市幸田町衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました足立初雄、藤江 徹君、丸山千代子君、黒木 一君、都築一三君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による当選告知をします。

次に、岡崎市額田郡模範造林組合議会議員の稲吉照夫君、丸山千代子君から辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、岡崎市額田郡模範造林組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程として、選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、岡崎市額田郡模範造林組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程と

して、直ちに補欠選挙を行うことに決定しました。

追加日程

○議長（足立初雄君） 追加日程、岡崎市額田郡模範造林組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

それでは、指名します。

岡崎市額田郡模範造林組合議会議員に、足立初雄、藤江 徹君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名しました足立初雄、藤江 徹君を岡崎市額田郡模範造林組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました足立初雄、藤江 徹君は、岡崎市額田郡模範造林組合議会議員に当選しました。

ただいま当選しました足立初雄、藤江 徹君に、本席から会議規則第33条第2項の規定による当選告知をします。

次に、愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員の稲吉照夫君から辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程として、選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程

○議長（足立初雄君） 追加日程、愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

それでは、指名します。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員候補者に、足立初雄を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名しました足立初雄を愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員候補者の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました足立初雄が、愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員候補者に当選しました。

ただいま当選しました足立初雄に、本席から、会議規則第33条第2項の規定による当選告知をします。

ここで、お諮りします。

この後、本日、出席を求めた理事者のほか、全ての部長級以上の理事者の下で、議長、副議長、各委員会委員長の御挨拶を頂きたいと思います。

本日、出席を求めた理事者以外の部長級以上の理事者の入場を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本日出席を求めた理事者以外の部長級以上の理事者の入場を許可することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午後 1時10分

○議長（足立初雄君） ここで、出席を求めた理事者及びそれ以外の部長級以上の理事者に入場をしていただきます。

再開 午後 1時13分

○議長（足立初雄君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

本日の臨時会において、決定しました議会構成については、お手元に配付した名簿のとおりであります。

ここで、議長、副議長、各委員長の御挨拶を承ります。

最初に、議長 足立初雄から御挨拶をいたします。

〔議長 足立初雄君 登壇〕

○議長（足立初雄君） 議長就任に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

このたび、ただいまの選挙によりまして、不肖私が議長の要職に就任することとなりましたことは、私にとりまして誠に身に余る光栄であります。議長の重責を思うと、身の引き締まる思いであります。

私は、いまだに浅学非才でありまして議長の器ではありませんが、皆様に御推薦をいただきました上は誠心誠意一生懸命努力いたす覚悟でございます。温かい御支援と御鞭撻を賜りますよう、切にお願いを申し上げます。

議会運営につきましては、先輩諸氏の御努力に倣い、開かれた議会、魅力のある議会の構築を目指して、広く皆様の御意見を拝聴しながら進めてまいりたいと思っております。

また、現在の新型コロナウイルスは大変厳しい状況であります。私たちにいろいろな教訓も教えております。この困難を早く克服して、さらなる福祉の向上を目指して、町民の負託に応えるべく頑張るまいりたいと思っております。皆様の御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。私の就任の御挨拶といたします。ありがとうございました。

〔議長 足立初雄君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、副議長 藤江 徹君から御挨拶をお願いします。

〔副議長 藤江 徹君 登壇〕

○副議長（藤江 徹君） 副議長就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、議員の皆様から御推挙をいただきまして、副議長の要職に就くことになりましたこと、私にとっては非常に身に余る光栄だと思っております。

議員職として、まだ2年とそれほど年月がたっているわけではございません。したがって、まだ議員、議会、これらのものに対して、まだまだ私はもうちょっとこれから勉強しなければいけないかなというふうには思っていたところ、このような要職に就くことになりました。御指名をいただきました上はそういったことも言ってもらえませんので、皆様方の御指導と御鞭撻をいただきまして、副議長という重責を全うしてまいりたいと思っております。

微力ではございますけれども、議長を補佐するとともに、今後とも幸田町発展のために、さらにも一層の努力をしていく覚悟でございますので、どうか皆様方のよろしく御鞭撻、御指導をお願い申し上げます。挨拶と代えさせていただきます。

〔副議長 藤江 徹君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、各委員長より御挨拶をお願いします。

まず、総務教育委員会委員長、10番、杉浦あきら君。

〔10番 杉浦あきら君 登壇〕

○10番（杉浦あきら君） 皆さん、改めましてこんにちは。

ただいま、総務教育委員会委員長を御推挙いただきました杉浦あきらでございます。

委員長職を引き受けることになり、誠に身の引き締まる思いでございます。議員各位の一層の御指導と御鞭撻をいただき、職責を全うしたいと思います。どうかよろしく御指導くださいますようお願い申し上げて、挨拶と代えさせていただきます。よろしくお願ひします。

〔10番 杉浦あきら君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、福祉産業建設委員会委員長、8番、丸山千代子君。

〔8番 丸山千代子君 登壇〕

○8番（丸山千代子君） ただいま、福祉産業建設委員会の委員長を御推挙いただきました丸山千代子でございます。委員長職を引き受けることになりまして、誠に身の引き締まる思いでございます。

所管におきましては、調整課題も多くございます。また、コロナ禍の今、町民の皆さんの福祉増進のためにも頑張っていきたいというふうに思っております。

議員の皆さんの御協力、また御支援をいただきながら職責を全うしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。御挨拶に代えさせていただきます。

〔8番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、議会運営委員会委員長、13番、笹野康男君。

〔13番 笹野康男君 登壇〕

○13番（笹野康男君） ただいま、議会運営委員会委員長の御推挙をいただきました笹野康男でございます。

委員長職は再度受けることになりました。誠に身の引き締まる思いであります。頑張ったいと思ひます。

議会と議員の役割を再度認識して、議員各位の一層の御指導と御鞭撻をいただきたいと存じます。どうかよろしく御指導願ひたいと存じます。お願ひを申し上げて、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔13番 笹野康男君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、議会広報特別委員会委員長、9番、稲吉照夫君。

〔9番 稲吉照夫君 登壇〕

○9番（稲吉照夫君） ただいま、議会広報特別委員会委員長に御推挙いただきました稲吉でございます。委員長職を引き受けるには身に余る思いがいたします。

議会広報は、やはり町民の皆さんとともに一緒に一番身近な存在にならなくてはならないということを考えております。そのためには、皆さんに読んでいただける紙面をぜひ作りたい、そういった意味で、広報の委員だけではなくて15人の議員が全員で紙面

を作るように協力をぜひお願いしたいと思います。その上で、編集ということで頑張りたいと思います。どうか御指導くださるよう、よろしくお願いいたします。

お願いを申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔9番 稲吉照夫君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 皆様ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。

今回の臨時会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

これにて、令和3年5月10日に招集された第1回幸田町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後 1時25分

○議長（足立初雄君） 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 令和3年第1回幸田町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、終始御熱心に御審議をいただきまして、私どもが提案をいたしました全議案とも議決を賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

成立しました議案の執行に当たりましては、審議の際に頂きました御意見、御提言等を重く受け止め、十分留意をいたし、適正適切な運用に努めてまいり所存でございます。

なお、議会運営をつかさどる今回の役員人事につきましては、先ほど、足立議長、藤江副議長を中心に各委員会の正副委員長等、新しい体制が整われました。心からお喜びを申し上げます。

また、本臨時会に提案いたしました幸田町監査委員の選任につきましては、御同意を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。監査委員として、水野議員には今後の町行財政の執行に当たりまして、適正なる御教授を賜りますようお願いを申し上げます。

ここで、報告でございますが、本日、コロナワクチン接種の関係で、本日より受付を始めておりました6月5日、最初でありますけれども、ワクチンの接種であります。1時間30人を接種していきますと3時間ありますので、2ラインを作りますと、6月5日の接種は180人接種できるわけでございます。2ライン、中央公民館でございます。この関係につきましては、午前中に受付を完了しまして、180人分の受付は完了いたしました。それに伴い、サイトのほうには既に予約の受付は終了しましたという表示になっておりますので、6月5日の最初のコロナワクチンの接種分180人分については、予約受付を終了したということで御報告をさせていただきたいと思っております。

さて、今月中旬からは各常任委員の協議会もお願いしていきたいと考えております。また、6月には議会定例会も予定いたしております。議員の皆様におかれましては、何かと御多用のことと存じますが、健康には十分くれぐれも留意をいただき、今後の町政の発展のため、特段の御指導、御尽力を賜りますようお願いを申し上げ、お礼の御挨拶といたします。本日はありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君）　ありがとうございました。

議員各位におかれましては、何かと御多忙の中、長時間にわたり御熱心に御審議を賜り、議事進行に御協力をいただき誠にありがとうございました。

ここで2点、連絡を申し上げます。

まず1点目は、議会運営委員会が5月14日、金曜日、午前9時より、第2委員会室において開催されますので、委員の方はよろしくお願ひいたします。

2点目は、議会だより用写真撮影を、この後、第1委員会室にて行いますので、全議員の方はお集まりをください。

連絡事項は以上であります。

大変御苦労さまでした。

これにて散会といたします。

散会　午後　1時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和3年5月10日

議 長

議 員

議 員